

第4章

プランの推進

①あらゆる施策に男女平等参画の視点を 反映させる庁内推進体制の充実

本市においては、男女平等参画施策を総合的に推進するために、「泉南市男女平等参画施策推進本部」を設置しています。今後も、あらゆる施策に男女平等参画の視点を反映させられるよう、全庁的に総合調整するため庁内推進体制の充実・強化を図ります。

また、すべての職員が男女平等参画社会及び男女平等参画施策についての理解を深められるよう、「泉南市職員男女平等参画推進行動計画」に基づき、全庁的に取り組んでいきます。

②拠点施設の整備

2003（平成 15）年に開設した「せんなん男女平等参画ルーム（ステップ）」を男女平等参画の実現に向けた市民の主体的な活動を支援する拠点施設として位置づけ、整備を図るとともにより多くの市民に利用・活用されるよう充実を図ります。

なかでも、男女平等参画の視点に立った市民活動グループ及び女性リーダーの育成や男女が抱える多種多様な悩みについて、その解決を図るための相談体制のさらなる充実と関係諸機関との連携を深めるため、相談事業のネットワーク化を図ります。

また、DV 相談件数の推移や社会情勢の動向を見極めながら「配偶者暴力相談支援センター」としての機能が果たせるよう整備を進めます。

③国・府との連携

地方分権の時代にあって、国・府・市の関係は、従来の縦の関係から適切な役割分担のもと、対等・協力の新たな関係へと進んでいます。男女平等参画社会の実現に向け、労働関係や社会保障行政のように、基本的には国・府の施策推進を待たなければならないものもありますが、このような場合でも、市として近隣の自治体と連携を図りつつ、国・府に対し積極的に要望するなど可能な限りの事業展開、施策推進を目指します。

④計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、重点目標ごとに指標を設定し、数値目標を掲げます。

庁内の各課が実施する施策の推進状況を毎年取りまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努めます。数値目標の達成状況や進捗状況のまとめについては、泉南市男女平等参画推進審議会に報告し、市民に公表します。

⑤本プランにおける取組みの状況と課題の総括

第3次せんなん男女平等参画プランの基本目標に沿って、2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までの男女平等参画に関する取組みの状況および課題について総括を行いました。

■基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

◆行政委員・審議会委員等への女性委員の登用を促進してきましたが、行政委員・審議会委員等における女性委員の割合は、前期計画期間中に18.3%から21.1%の間で推移しており、目標である40%以上60%未満の達成は困難な状況にあります。今後はより積極的な取り組みが必要となっています。

また、女性職員・教職員の管理職への女性の登用については、市職員については一時下がったもののその後上昇傾向にあり、現在は計画初年度の登用比率を上回っております。教職員（校長・教頭）については、7.1%から10.7%の間で推移しており、現在もほぼ横ばいです。

今後は、女性活躍推進法に基づく「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において設定した、女性管理職の割合や男性の育児休業取得割合を中心に、性別や雇用形態にかかわらず、すべての職員がワーク・ライフ・バランスを実現しながら個性と能力が十分に発揮できるよう取組を進めていきます。

◆「女性のためのチャレンジ応援セミナー」など、各種講座や行事を行うことにより、女性の職業能力を高め、就労の継続および再就職のきっかけとなるよう支援を行っています。また、せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」において、学習機会を提供するとともに、ステップ登録グループへの活動支援を行い、各グループの相互理解と連携を図るため「ステップネット」を開催しています。今後は、登録グループや各種関係団体等とのネットワークづくりを図ることにより、ネットワークの拡

大に努めていきます。

■基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

- ◆ワーク・ライフ・バランスに関連する情報提供を行うほか、講座や労働相談、法律相談、就労相談等を行うことにより、就労の場における男女平等の促進に取り組んでいます。また、19 時までの延長保育や産休明け保育を実施するなど、多様なライフスタイルに応じたサービスを行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。今後は、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市民はもとより事業所等を対象とした啓発や情報提供に取り組めます。
- ◆男女平等参画社会の実現は、男性にとっても重要であるとの考えに基づき、男性を対象とした家事や育児に関する講座等を行い、男女平等参画の促進を図っています。

■基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

- ◆高齢者に対しては、地域包括支援センターなどと連携し、在宅における看護、介護支援の充実に努め、ひとり親家庭に対しては各種制度の適用や就労支援を行い、外国人に対しては行政サービスガイドブックの多言語版を活用するなどし、さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援について取り組んでいます。
- ◆平成 28 年度に、産後の急激なホルモンバランスの変化がもたらす産後うつ等に注目した内容を盛り込んだ「産後 2 週間サポート事業」を実施、他にも各種講座や教室を開催し、男性の妊娠・出産に対する学習の機会を提供するなど、妊娠、出産期の女性の健康と男性の理解促進を図っています。また、小学校・高等学校での性教育（命の大切さを中心としたもの）を実施し、性と生殖に関する取組の充実に取り組んでいます。今後も、さまざまなライフステージに対応した健康づくりの支援を進めていきます。

■基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

- ◆広報紙において、毎月 2 ページを「シリーズ人権」として設け、その一部で男女平等参画に関連する情報を掲載、他にも市ウェブサイトやフェイスブック、情報誌「Step」等を作成し、男女平等参画の理解の促進に取り組んでいます。
- ◆全校園での混合名簿の実施をはじめ、児童生徒の並び方など男女の区別が必要ない場面についての見直しを進めました。また、PTA 研修において、性別役割分担意識の解消の視点を取り入れました。さらに、公民館での各種講座や事業、子育て支援や

青少年育成に関する各種取組みを通じて、男女平等参画を促進するための教育の推進を図りました。今後も、さまざまな機会を通じて男女平等参画に関する学びの場を提供していきます。

■基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

- ◆女性相談等、各種相談窓口の開設や他機関との連携、DV 防止連絡会議の開催等、庁内連携の推進を図り、相談機能の充実を促進しています。
- ◆配偶者からの暴力（DV）防止連絡会議を通じて、DV 関連機関の顔の見える関係づくりを促進、DV 被害者相談マニュアルや DV 被害者相談共通シートを作成し、DV 被害者の自立支援に向けたワンストップサービスの推進を図りました。また、各種講座において DV に関する啓発を行うとともに、DV 相談・女性相談（面接・電話）等のパンフレットを窓口を設置、名刺カードサイズのを市役所女子トイレに設置するなどし、各種相談の周知を図りました。今後は、周知方法を拡大するなどし、より一層 DV の防止に努めていきます。

⑥本プランの後期に重点的に取り組む追加事項

2012（平成 24）年に本プランを策定してから 5 年間の総括は、前記のとおりとなりました。今後は、計画終了年度の 2021（平成 33）年度に向けて、前期の総括で見えてきた課題や目標未達成の項目に重点的に取り組むことに加えて、女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけた趣旨を踏まえ、次の 3 つの取組項目とそれに基づく数値目標を新たに設定し、計画の実効性を高めていきます。

★追加取組項目

- 1、政策・方針決定過程への女性の参画促進【主要施策 1】※
- 2、ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援【主要施策 5】
- 3、男性にとっての男女平等参画の促進【主要施策 6】

※1 については、「審議会等の女性委員割合」に関して、総括の記載にあるように目標達成が困難な状態にあります。計画終了年度の目標値に関しては、職務指定委員（法令等により職務の要件が指定され、選任に当たり、市長に選択の余地がない委員等）を除いた値としました。

■計画推進の指標一覧（再掲）

基本 目標	指標名	当初値	現状値（H28）	目標値（H33）
I	男女ともに住みやすい・住み続けたいまちだと思う市民の割合	住みやすい 60.8% 住み続けたい 61.9% (H22年 第5次 泉南市総合計画策 定にかかる市民意 識調査)	住みやすい 60.8% 住み続けたい 61.9% (H22年 第5次泉 南市総合計画策定 にかかる市民意識 調査)	65%以上
I	「社会通念・慣習」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	22.2% (H22年 第5次 泉南市総合計画策 定にかかる市民意 識調査)	22.2% (H22年 第5次泉 南市総合計画策定 にかかる市民意識 調査)	40%以上
I	市における審議会等の女性委員の割合	20.4%	20.9%	40%以上 60%以下 (※1)
I	市における女性の管理職の割合 (※2)	2.3%	15.8%	20%以上
I	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」の登録グループ数	10 グループ	10 グループ	13 グループ
I	せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」“女性のための電話相談”相談件数	24 件	24 件	70 件
II	女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした研修の開催回数	4 回	6 回	6 回／年
II	市内事業所への女性の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざした啓発回数	—	1 回	2 回／年
II	「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	0 社	0 社	3 社
II	労働相談の開催回数及び相談件数	4 回、2 件	4 回、0 件	4 回／年、10 件
II	学童保育サービスの実施	9／10 小学校区	9／10 小学校区	全小学校区

Ⅱ	市における男性職員の「育児休業」取得者率（※3）	50%	12.5%	25%
Ⅱ	男性に対する男女平等参画に関する講座等の回数	—	0回	1回以上/年
Ⅱ	市内事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料の配布	0回	1回、76件	2回/年、100件
Ⅲ	相談員への研修の開催回数	2回	1回	1回以上/年
Ⅲ	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 12.5% 子宮がん 14.2%	乳がん 24.6% 子宮がん 17.6%	乳がん 40.0%以上 子宮がん 35.0%以上
Ⅲ	女性の心とからだの健康を保つための情報提供の回数	2回、15件	2回、35件	3回/年、50件
Ⅲ	リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方を普及するためのセミナーの開催回数	0回	1回	1回以上/年
Ⅲ	若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関するセミナーの開催回数	0回	1回、35人	4回/年、100件
Ⅳ	学校教育の中で、男女平等参画に関する授業を実施した回数	2回（全校）	2回（小中学校）	2回以上/年 （小中学校）
Ⅳ	男女平等参画をテーマにした講座やセミナーの参加者数	179人	419人	600人
Ⅴ	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する連絡会議の開催回数	1回	1回	1回以上/年
Ⅴ	若者へのデートDV防止啓発事業の実施	0回	2回	1回以上/年

※1 男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態をめざします。また、職務指定委員（法令等により職務の要件が指定され、選任に当たり、市長に選択の余地がない委員等）を除きます。

※2 当初値は一般行政職のみを対象、現状値及び目標値は女性活躍推進法に基づく泉南市特定事業主行動計画との整合性を図り、一般行政職以外も対象。

※3 当初値は「出産及び育児への参加のための休暇」取得者率、現状値及び目標値は女性活躍推進法に基づく泉南市特定事業主行動計画との整合性を図り、「育児休業」取得者率